

第3次 岐阜市子ども・若者 生き生きプラン

『子ども・若者の自立を応援するまち 岐阜』

— 未来を担う人づくり —



岐阜市教育委員会

【計画期間：令和5年度～令和9年度】

計画の策定にあたって

■計画策定の目的

岐阜市では、平成25年度に「子ども・若者生き生きプラン」を策定し、また、平成30年度からは「第2次子ども・若者生き生きプラン」のもと、関係機関や団体が連携しながら様々な施策を展開してきました。青少年問題協議会等での報告によると、よりよい社会の実現を目指し、地域で活躍する子ども・若者が増えたこと、各種機関への相談を通して困難の解決につながっていることが分かりました。しかし、いじめや若者の就労への課題など子ども・若者を取り巻く環境は必ずしも明るいとはいえません。さらには、インターネット、SNSによるトラブル、子どもの貧困や虐待の問題など、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での支障となる問題については深刻さを増しつつあるといえます。今後、子ども・若者への総合的な育成を実施するにあたり大切にされるべきことは、子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で継続的に支援を行っていくことです。

こうしたことから、「第2次子ども・若者生き生きプラン」を継承しつつ、「第3次子ども・若者生き生きプラン」を策定しました。

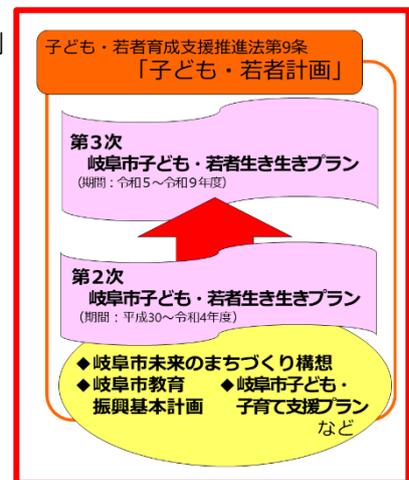
■計画の位置付け・計画期間・対象者

(右図参照)

この計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条の「子ども・若者計画」として位置付けるものです。

子ども・若者育成支援施策は、この計画のほか上位計画に当たる「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、市の様々な計画にまたがっており、一体的に進めます。

なお、この計画の対象とする「子ども・若者」の範囲は、乳幼児から概ね30歳未満までとします。ただし、雇用などの施策によっては、40歳未満までを対象とします。



第2次子ども・若者生き生きプラン(H30~R4)に基づく取組

「第2次子ども・若者生き生きプラン」では、3つの基本目標について、それぞれ重点を定めて各種施策に継続して取り組んできました。特に、「青少年の支援」については、「子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を核として、学習や生活に不安や悩みなどの問題を抱える子ども・若者、その保護者、学校関係者に対し、側面から総合的な支援を行ってきました。これにより、様々な状況にある子ども・若者が自律的問題解決力を高め、社会的自立を果たすための機能がさらに充実してきているとの実績も報告されています。

また、岐阜市型コミュニティ・スクールをはじめ、地域の子ども・若者を育成支援する団体などにおいて地域特性を生かした多様な取組が展開されています。近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部自粛の動きもありましたが、各関係機関や諸団体において、乳幼児から青年までの健全な育成に関わる活動や家庭教育への支援、安全・安心な環境づくりに向けた取組を、地域の中で社会参画をめざそうとする子ども・若者と一緒になって行っております。これらの取組は、子ども・若者の自立につながる動きになることから、今後も継続していく必要があります。

子ども・若者を取り巻く現状と課題

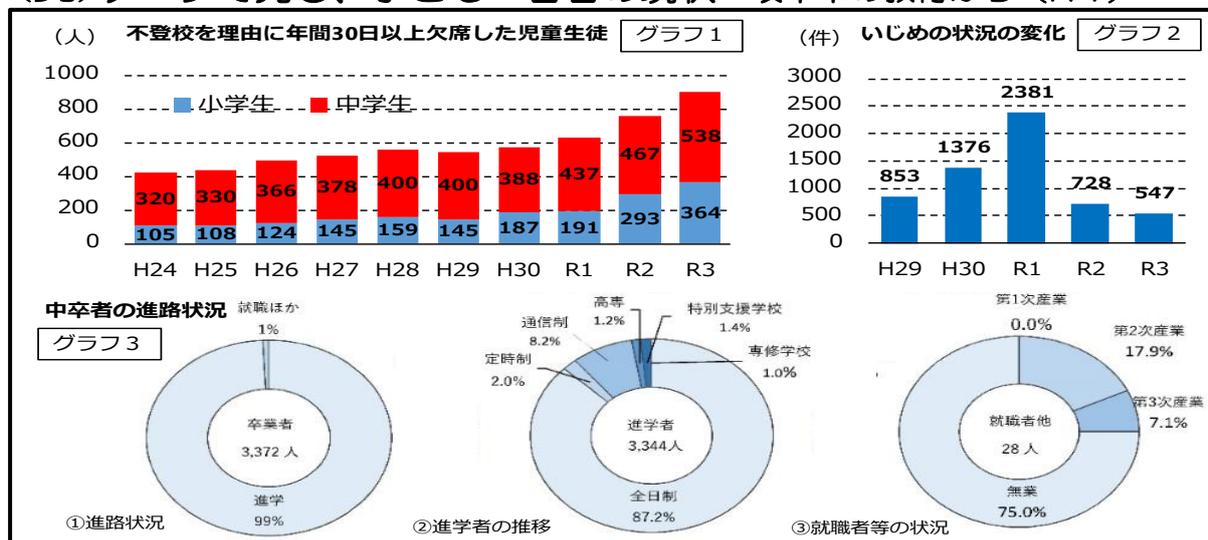
■子ども・若者を取り巻く社会環境の現状

- 全国的に児童虐待あるいは虐待に関する相談件数や若者の自殺者数が増加するなど、当事者である子ども・若者を含む家庭への支援の必要性が指摘されています。
- スマートフォンの普及による SNS 利用者の増加や低年齢化に伴い、子どもや若者がトラブルに巻き込まれる可能性は否定できません。子ども・若者の情報モラルを含む情報活用スキル向上につながる教育、啓発等をデジタルシティズンシップ教育として継続して進めることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での接触が制限されるなど、人との関わり方が変化しています。その中で、異年齢の子どもたちが触れ合ったり、一緒に活動したりする場面が減り、地域で行う活動も減少したため、地域の教育力についても心配されています。コロナ禍において、ますます地域や社会全体で子ども・若者に対する支援や家庭教育に対する支援の必要性が浮き彫りになりました。
- 社会環境が目まぐるしく変化する中で、社会で活躍できる若者の育成のために、子ども・若者の自己肯定感を高めるとともに、互いに認め合う心を育てていくことが求められています。

■支援を必要とする子ども・若者の現状

- 岐阜市では、不登校を理由に30日以上欠席する児童生徒数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響もあった令和2年度以降は、その増加が顕著になっています。またいじめの認知件数は、令和3年度は、2年度とともに前年度に比べて減少したものの、小学校で322件、中学校で225件、計547件の報告があります。児童生徒に対する相談体制の充実や関係機関と学校や家庭との連携が必要です。(グラフ1、2)
- 令和3年度の岐阜市においては、進学をしていない中卒者の75%が就職していない状況にあります。若者の社会的、経済的自立を図るには、雇用環境の改善はもとより、社会との接点を持てる取組等、個人の置かれた状況に応じた個別の支援が必要です。(グラフ3)

(参考) データで見る、子ども・若者の現状—岐阜市の教育から(R4)—



計画のめざす姿

■基本理念

『子ども・若者の自立を応援するまち 岐阜』
— 未来を担う人づくり —

■基本目標・基本施策

1 すべての子ども・若者の健やかな自立を支援

子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援するために、次の4つの施策に取り組みます。

- ① 健康・体力の増進と安全を守るための支援
- ② 自己実現の支援
- ③ 協調性、社会性を育む支援
- ④ 職業的自立、就労支援

2 支援を必要とする子ども・若者やその家庭に届く支援

個に応じたきめ細やかな支援をするために、次の5つの施策に取り組みます。

- ① 不登校、いじめなど、問題を抱える児童生徒への支援
- ② ニート、ひきこもりへの支援
- ③ 障がいのある子ども・若者への支援
- ④ 児童虐待防止対策
- ⑤ その他、特に支援を必要とする子ども・若者の支援

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備

子ども・若者を支えるための環境を整備し、関係機関・団体等が連携した総合的な支援ができるよう、次の6つの施策に取り組みます。

- ① 家庭の教育力の向上につながる取組
- ② 学校と地域の連携
- ③ 地域での健全育成の推進
- ④ 安全・安心な社会環境づくり
- ⑤ 多様性と包摂性のある社会環境づくり
- ⑥ 相談機関の連携・充実

＜自立とは＞

「主体性をもって社会に関わり、自分で将来を切り拓き、健やかに成長できる姿」のことを言います。

推進の重点

そこで、以下3点に重点をおき、社会全体で子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。

【重点1】 関係機関・団体の連携の強化

- ・岐阜市教育委員会、福祉部、保健衛生部、市民協働推進部、ぎふ魅力づくり推進部、子ども未来部、経済部などの市関係部局、市関連施設が相互に連携し、子ども・若者の年齢階層や成長に応じた以下の施策を推進します。また、市を中核に国、県などの関係機関やNPO等と連携しながら子ども・若者の育成支援をしていきます。

【重点2】 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 及び 中央青少年会館を核とした相談・支援

- ・子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”では、関係機関とも連携をしながら、不登校、いじめ、非行、発達障がいなど、学習や生活に不安や悩みなどの問題を抱える0歳から20歳前までの子ども・若者、その家庭、学校関係者等を側面から総合的に支援します。
- ・中央青少年会館では、市内の4つの青少年会館とも連携しながら青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資するため、子ども、若者やその家庭、支援者を対象にした相談活動などをはじめ、青少年の健全育成にかかわる事業を展開し、総合的に支援します。

【重点3】 多様な地域資源の活用

- ・市立小中学校のコミュニティ・スクールをはじめ、子ども会、青少年育成市民会議等の子ども・若者の育成支援にかかわる団体やNPO、ボランティア、施設などの多様な地域資源と家庭とのつながりの中で、子ども・若者の自己実現や社会参画を目指す活動を支援します。

＜多様な地域資源とは＞

地域における様々な組織、人材、場所のことを言います。

(例) 学校、PTA、地域住民、自治会、子ども会、警察（交番など）、青少年育成市民会議、公民館、民生委員・児童委員、児童相談所、保護司、NPO、ボランティア、少年自然の家、青少年会館、ドリームシアター岐阜など

子ども・若者健全育成施策の展開

1 すべての子ども・若者の健やかな自立を支援

①健康・体力の増進と安全を守るための支援

- 主な事業／生き方の探究学習の推進、食育の推進、性教育の充実、思春期特有の課題への対応、体力の向上、スポーツの推進など

②自己実現の支援

- 主な事業／文化芸術体験・活動の充実、スポーツ活動の推進、様々な体験や学習機会の提供、国際理解・国際交流の推進など

③協調性、社会性を育む支援

- 主な事業／読書活動の推進、ボランティア等社会参加活動の推進、人権教育の推進、道徳教育の充実、デジタルを駆使した学習活動の充実、子どもの権利に関する条例の遵守など

④職業的自立、就労支援

- 主な事業／学校におけるキャリア教育・進路指導の充実、就労相談の充実、若者の雇用促進など

2 支援を必要とする子ども・若者やその家庭に届く支援

①不登校、いじめなど、問題を抱える児童生徒への支援

- 主な事業／子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を核にした相談・支援体制の充実、いじめ対策監等の学校への配置、不登校児童生徒への学習支援など

②ニート、ひきこもりへの支援

- 主な事業／就労意欲をかん養する就労相談、若年層の雇用促進を図る事業所への助成、ひきこもりに関する相談、社会と接点を持つ取組など

③障がいのある子ども・若者への支援

- 主な事業／幅広い相談支援の充実、在宅・通所サービスの充実、発達障がいがある人への支援、個のニーズに応じた特別支援教育の推進など

④児童虐待防止対策

- 主な事業／児童虐待防止啓発活動の推進、こどもサポート総合センター等関係機関との連携強化・相談体制の強化など

⑤その他、特に支援を必要とする子ども・若者の支援

- 主な事業／子どもの貧困、ヤングケアラー等の支援に向けた関係機関との連携強化・相談体制の強化、ひとり親家庭などの子育て支援、日本語学習環境の充実など

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備

①家庭の教育力の向上につながる取組

- 主な事業／家庭教育啓発運動の推進、「家庭の日」の普及、家庭教育学級や親子講座、子育て支援や啓発など

②学校と地域の連携

- 主な事業／コミュニティ・スクールを中心とした学校と地域の連携・協働体制の推進、地域環境美化や地域活動への参画の推進、子ども見守り活動の推進など

③地域での健全育成の推進

- 主な事業／地域における市民活動や子育てを支援、青少年関係団体への支援、地域ボランティア活動の推進など

④安全・安心な社会環境づくり

- 主な事業／補導活動、青色パトロール等の地域防犯活動、青少年のためのよい環境づくり活動、デジタルシティズンシップ教育の推進に向けた啓発活動など

⑤多様性と包摂性のある社会環境づくり

- 主な事業／SDGsの推進、多文化共生意識の啓発と理解促進、性的少数者への配慮及び理解促進など

⑥相談機関の連携・充実

- 主な事業／子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と青少年関係相談機関の連携強化など

困ったときにはお気軽にご相談ください。

■岐阜市が運営する相談機関

区分								機関名	電話番号	開設日時	備考
①就労	②ひきこもり	③不登校	④発達	⑤いじめなど	⑥非行犯罪	⑦養護	⑧その他				
○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市 子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”	総合相談 0120-43-7830	8:45～17:30(土、日、祝、年末年始を除く) 電話以外に以下のアドレスから、メールによる相談ができます。 gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp ただし、メール相談の返信は平日 8:45～17:30 に行います。	対象年齢 0歳～20歳未満
○	○	○	○	○	○	○	○		子どもホトダイヤル 0120-43-1474 (子ども専用)	24時間 電話以外に以下のアドレスから、メールによる相談ができます。 gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp ただし、メール相談の返信は平日 8:45～17:30 に行います。	
						○			児童虐待通告専用 269-1600	24時間 なお、緊急を要する場合は110番通報と189番通告をお願いします。	
○	○	○	○	○	○	○	○	中央青少年会館	266-0566	9:00～21:30 月曜日(月曜日が休日の場合は翌日火曜日) 第三日曜日、祝、年末年始を除く 日曜日は17:00まで	内容によっては関連機関を案内
								西部防犯協会 青少年ルーム	252-4150	9:00～21:00 月曜日(月曜日が休日の場合は翌日火曜日) 第三日曜日、祝、年末年始を除く 日曜日は17:00まで	
								北青少年会館	232-1721		
								東青少年会館	246-5244	9:00～21:00 月曜日、年末年始を除く	
○	○	○	○	○			○	岐阜市女性センター	0120-786-874	一般相談電話 月～土曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日・毎月最終火曜日、年末年始・イベント開催日などを除く) 夜間相談電話 毎月第1・3金曜日 17:00～20:00 (祝日・年末年始・イベント開催日などを除く)	
			○				○	岐阜市恵光学園	232-4551	8:30～17:15(土、日、祝、年末年始を除く)	
	○							福祉政策課 ひきこもり相談室	214-3703	8:45～17:30(土、日、祝、年末年始を除く) 電話以外に以下のアドレスからメールによる相談もできます。 hikikomori-soudan@city.gifu.gifu.jp	
○			○					障がい福祉課 相談系	214-2572	8:45～17:30(土、日、祝、年末年始を除く) 障害者虐待に関する緊急のTELは058-265-5571(24時間) 電話以外に以下のアドレスからメールによる相談もできます。 fj-shougaisoudan@city.gifu.gifu.jp	
	○	○						地域保健課	252-7191	8:45～17:30(土、日、祝、年末年始を除く)	
	○					○		中保健センター	214-6630		
	○							南保健センター	271-8010		
	○							北保健センター	232-7681		

区分について

①就労に関する相談・支援(ニート自立支援も含む)

②ひきこもりに関する相談・支援

③不登校に関する相談・支援

④心や発達についての相談・支援

⑤いじめ、友人関係や学校でのトラブルに関する相談

⑥非行、犯罪などに関する相談・支援

⑦養護に関する相談・支援(虐待を含む)

⑧その他青少年に関する相談・支援

■実施機関・主体

岐阜市、岐阜市教育委員会、岐阜中・南・北・羽島警察署、岐阜市小中学校長会、岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市公民館連絡協議会、岐阜市自治会連絡協議会、岐阜市民生委員児童委員協議会、岐阜市PTA連合会、岐阜山県保護区保護司会、岐阜市子ども会育成連合会、岐阜市少年団体連絡協議会、岐阜青年会議所、その他青少年育成関係機関・団体